



2025年03月17日

韓国 AI 基本法：アジアにおける包括的 AI 規制

韓国では、2024年12月26日に「人工知能（AI）の発展と信頼の構築に関する基本法」が成立し、2025年1月21日付で公布されました。本法は、幅広い域外適用ルールを有していることから、日本企業のビジネスに影響する可能性があります。

I. はじめに

人工知能（以下「AI」といいます。）をめぐる規制や法的枠組みに関する議論が世界各国で活発に行われています。なかでも、韓国において、2024年12月26日に「人工知能（AI）の発展と信頼の構築に関する基本法」（以下「AI基本法」といいます。）¹が可決され、2025年1月21日付で公布されたことは注目に値します。

AI基本法は、2024年11月までに国会に提出された19のAI関連法案²を統合したもので³、264人中260人の議員の賛成を得て可決され⁴、2025年1月21日に公布されました。AI基本法は、2024年8月に発効したEUのAI法（EUのAI法については、[前回のニュースレター](#)をお読みください。）に続き、アジア地域では初、世界レベルでは2番目に成立したAIに関する包括的な枠組みです⁵。

AI基本法は、幅広い域外適用ルールを採用しており、多くの日本企業のビジネスに影響を及ぼす可能性があるため、本稿では、AI基本法の内容を概説します。また、AI基本法は、欧州連合（EU）

における AI に関する調和的なルールを定めた AI 法（以下「欧州 AI 法」といいます）と多くの点で類似しているため、欧州 AI 法と比較しつつ、その特徴を明らかにします。

II. 韓国で新たに制定された「AI 基本法」の概要

1. AI 基本法の目的

2024 年 12 月 26 日に韓国の国会本会議が可決した AI 基本法は、「人工知能の安全な発展と信頼の構築に必要な基本事項を規定することにより、国民の権利と尊厳を保護し、生活の質を向上させ、国家競争力を強化する」ことを目的としています⁶。AI 基本法は、AI に関する国内協力体制を発足させるための理想的な条件を促進し、AI 分野の発展を可能にし、そのような技術の使用に関連するリスクの発生を防止するための法的基盤を形成することに焦点を当てています⁷。AI 基本法は、一般的に 2026 年 1 月 22 日から施行されると定められているため⁸、対象となる AI 事業者に対して、本法に従うまでに 1 年の猶予期間を与えています。AI 基本法は、本法の適用タイムラインに関する一般ルールに関して 1 つだけ例外を設けており、デジタル医療機器に関する第 2 条第 4 項は 2026 年 1 月 24 日に施行されます⁹。

なお、AI 基本法への対応を十分に理解するためには、高影響 AI の定義、計算のしきい値及び安全対策など、下位法令や分野別ガイドラインの導入に関する動向を把握する必要があります¹⁰。

AI 基本法は、(i) AI の発展及び信頼基盤の構築を支援する包括的なガバナンスの創出¹¹、(ii) 技術及び産業の発展を促進するための措置¹²、(iii) AI 事業者の具体的な義務と責任の明確化¹³、(iv) 事実調査及び罰則の 4 つの主要部分から構成されています¹⁴。以下、それぞれについてご説明いたします。

2. AI の発展及び信頼基盤の構築を支援する包括的なガバナンスの創出

まず、AI 基本法では、関連政策を総合的に推進するための具体的な制度的枠組みの創設が規定されています。特に、科学技術情報通信部（以下「MSIT」といいます。）は、AI 技術と関連産業を振興するための AI 基本計画（以下「基本計画」といいます。）を3年ごとに策定し、実施することが求められています¹⁵。当該基本計画は、AI 基本法第7条に基づき設置される国家 AI 委員会の審議及び議決を経て策定されます。同委員会は、大統領が委員長を務め、AI に関する政策、投資、インフラ、規制に関する事項を審議します¹⁶。また、AI 基本法は、AI 関連政策及びイニシアチブの組織的かつ一貫した開発や実施を保証するため、AI 政策センター¹⁷、AI 安全研究院¹⁸、韓国 AI 振興協会¹⁹を含む他の機関の法的根拠も定めています。

3. 技術及び産業の発展を促進するための措置

次に、AI 基本法は、政府に、AI の利用から生じるリスクを軽減し、信頼を高め、AI とその影響を受ける産業の発展を確保するための支援策を策定することを求めています。例えば、本分野における研究開発の促進、情報流通の円滑化、産学連携の円滑化、人工知能の安全な開発・利用のための啓発事業の実施、民間セクターによる AI 技術の標準化の精緻化・支援などが挙げられます²⁰。さらに、政府は、訓練データの作成、収集、管理、配布、利用を促進し、データセンターの設立と運営も奨励します²¹。これに加えて、AI 基本法では、政府は AI の安全性、信頼性、アクセシビリティに関する AI 倫理原則（以下「倫理原則」といいます。）の策定や公表を行うことができると定められています²²。

4. AI 事業の具体的な義務と責任の特定

さらに、AI 基本法は、AI 事業者の具体的な義務と責任を定めています。同法が AI 事業者に課す義務は、(i)大規模な AI システムに関する義務、(ii)高影響 AI に関わる事業者に対する義務、(iii)生成型 AI に関する義務、(iv)国外事業者に対する義務、に分けられます。

4.1 大規模 AI システムの義務：リスク管理体制の確立

AI 基本法第 32 条に基づき、自社の AI システムが大統領令で定める訓練用累積計算量の閾値を超える AI 事業者は、AI に関連する潜在的なリスクを評価し、リスク管理システムを構築しなければならないとされています。このリスク管理システムは、AI に関連する安全事故の監視と対応に使用され、その結果は MSIT に提出されなければならないとされています²³。

4.2 高影響 AI システムに関わる事業者の義務

影響度の高い AI システム（AI 基本法第 2 条第 4 項に定義）を自社の製品・サービスに組み込む事業者に課される AI 基本法上の義務²⁴には、以下のようなものが含まれます：

- AI 事業者は、利用者に対し、提供する商品・サービスが AI を活用したものであることを事前に告知する²⁵；
- AI 事業者は、自社の AI システムが影響度の高い AI システムの定義に該当するかどうかを事前に評価し、必要に応じて MSIT に確認を求める必要がある²⁶；
- 高影響 AI システムを自社の製品・サービスに組み込む AI 事業者は、利用者保護措置、使用する AI システムに関する説明の実施、高影響 AI の人的監視・監督の確保、安全性・信頼性に関する措置に関する文書の作成・保存等、AI 基本法第 34 条に掲げる措置を実施することにより、安全性・信頼性を確保しなければならない²⁷；

- AI 事業者は、影響度の高い AI を活用した商品・サービスを提供する場合、基本的人権に及ぼす潜在的影響を評価しなければならない²⁸。

4.3 生成型 AI に関連する義務

生成型 AI (AI 基本法第 2 条第 5 項に定義)²⁹の製品・サービスを提供する事業者は、事前の告知に加えて、それらの出力が人工的に作成されたものであることを表示しなければならないとされています。また、音声、画像、映像などの AI システムによって生成されたコンテンツが現実と区別がつきにくい場合 (ディープフェイクなど) には、AI 事業者は利用者に通知する必要があります³⁰。

4.4 域外適用と国外事業者に対する義務

AI 基本法は、幅広い域外適用のルールを採用しており、「大韓民国の国内市場又は利用者に影響を及ぼす海外でのいかなる活動にも適用される」とされていることから、日本企業も AI 基本法の適用を受ける可能性があります。また、大統領令が定める一定のユーザー数及び売上高基準を満たす AI 事業者は、韓国に住所または事業所がない場合、国内代理人を選任しなければならないとされています。当該代理人は、AI 事業者が AI 基本法に規定された義務を遵守することを保証するものとされます³¹。ただし、国内代理人が同法に課された義務に違反したり遵守しなかったりした場合には、AI 事業者が責任を負うことになる点に留意する必要があります³²。

このように、AI 基本法は国外事業者にも適用されるため、この義務は、日本国内で AI システムを開発または使用しているものの、その行為が韓国国内市場または韓国領土内のユーザーに影響を及ぼす日本企業にも大いに関係することになります。この場合、日本企業は 2026 年 1 月 22 日の期限までに上記の義務を遵守する必要があります³³。既に述べたように、韓国に住所や事務所を持たない企業が国内代理人を指定しなければならないかどうかを把握するためには、大統領令の状況をモニタリングすることが必要となります。

5. 事実調査及び罰則

AI 基本法第 40 条は、(i)第 31 条に基づく透明性の確保、(ii)第 32 条に基づくリスクマネジメントシステムの導入、(iii)第 34 条に基づく影響度の高い AI システムの安全性及び信頼性を確保するための措置の実施など、AI 基本法が課す義務に違反する疑いがある場合、違反が特定された場合又は報告された場合に、MSIT が調査を行う権限を付与しています³⁴。調査の結果、AI 基本法の違反が発見された場合、MSIT は AI 事業者に必要な措置を命ずることができます³⁵。AI 事業者の間では、AI 基本法は MSIT に対して苦情や通報に基づく調査の権限を広範に付与することになり、規制の不透明性や守秘義務リスクにつながるのではないかという懸念が広がっています。MSIT は、このような問題を緩和するため、今後の規制を通じて詳細な調査基準を定めることを確約しています³⁶。

AI 事業者に課された義務及び一般的に AI 基本法に規定された規則の違反に対して MSIT が下す命令に従わない場合、最高 3,000 万ウォンの罰金が科される可能性があります³⁷。

III. 「AI 基本法」と「EU AI 法」の比較

AI 基本法は、AI に関する最初の包括的な規制枠組みである欧州 AI 法の規定と類似しており、同法から一定の影響を受けたものと考えられます。

第一の類似点として、いずれの規制も、AI がより強いリスクをもたらす分野を特定することによって AI システムの分類を提示し、リスクベースのアプローチを用いています。ただし、リスクベースアプローチの具体的な内容については、次の 2 つの相違点があります。まず、欧州 AI 法が 4 つの異なるレベルのリスク（すなわち、許容できないリスク、高リスク、限定リスク、最小リスク）³⁸ を提示しているのに対し、AI 基本法は 2 種類の AI システム（すなわち、高影響 AI と生成 AI）³⁹ のみを提示しています。さらに、欧州 AI 法では、第 5 条で、一定の種類の許容されない AI システムについて、その利用を禁止しています⁴⁰。これに対し、韓国の AI 基本法は、生命、個人の安全、

基本的権利に対する危険性にかかわらず、特定の種類の AI システムを禁止する規定を置いていません。

次に、第二の類似点として、両規制には、透明性に関する義務（EU AI 法 50 条、AI 基本法 31 条）、リスク管理システム、文書化及び監督（EU AI 法 9 条～15 条、AI 基本法 32 条及び 34 条）、法律の施行と AI の発展を監督する強固な制度的なシステムの確立（EU AI 法第 7 章、AI 基本法 7 条、11 条、12 条、26 条）が含まれています⁴¹。

さらに、第三の類似点として、EU で採用されている法的枠組みと韓国で公布されたばかりの法的枠組みは、いずれも域外適用に関する規定を含んでいます⁴²。

他方、罰則に関しては大きな違いがあります。両規制には強制執行の仕組みが盛り込まれているものの、違反した場合に適用される罰金の重さに関しては著しい相違があります。AI 基本法を遵守しなかった場合、最高 3,000 万ウォン（約 300 万円／2 万ユーロ）の罰金が科される可能性があるが、EU の AI 法で規定されている罰則は 3,500 万ユーロ（約 56 億円）、あるいは全世界の年間売上高の 7%にも上ります⁴³。

IV. 法規制の意義と今後の動向

AI 基本法の制定は、韓国にとって重要なマイルストーンであり、責任ある AI のポテンシャル利活用を特徴とし、リスク軽減した環境づくりに向けて、韓国が飛躍的な前進を遂げるというコミットメントを示すものです。とりわけ、AI 技術は私たちの生活の一部となり始め、多分野に大きな影響力を持つという背景があります。同法に定められた義務を遵守するための指針を AI 事業者に提供するために、AI 開発に関するさらなる下位法令や政策が採択されることが期待されている状況です⁴⁴。

[AIL AI ニュースレターシリーズ]

- [日本] [AI 戦略会議・AI 制度研究会「中間とりまとめ（案）」の公表：AI をめぐる新たな法制度の方向性](#)、2025 年 1 月 9 日
- [日本] [日本における AI をめぐる政策その他の取組みの動向](#)、2024 年 10 月 31 日
- [EU] [EU AI 法：新規則がもたらす主な影響](#)、2024 年 9 月 6 日

¹ 人工知能の発展と信頼の構築に関する法律（「AI 基本法」）、法律第 20676 号、2025 年 1 月 21 日制定、韓国語版は、https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_R2V4HIW1T2K5M106E4Q9T0V7Q9S0U0（2025 年 3 月 14 日時点）で入手可能。

² 国会に提出された法案の一覧は以下のリンクより閲覧可：
<https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_R2V4HIW1T2K5M106E4Q9T0V7Q9S0U0>（2025 年 3 月 14 日時点）

³ 国会本会議審議事録、19 頁、韓国語版は、<<https://likms.assembly.go.kr/record/mhs-10-030.do?conferNum=054639>>で入手可能（2025 年 3 月 14 日時点）。

⁴ 同書 24 ページ。

⁵ マルガレト・テレジア (Margareth Theresia)、「新制定法は国家的 AI 発展の基礎を築く」（2024 年 12 月 27 日）、英語版は <<https://www.korea.net/NewsFocus/policies/view?articleId=264071>> で入手可能（2025 年 3 月 14 日時点）。

⁶ AI 基本法第 1 条（「目的」）。

⁷ 同書。

⁸ AI 基本法付則第 1 条（「発効日」）。

⁹ AI 基本法付則第 1 条（「発効日」）には、「第 2 条第 4 項のうちデジタル医療機器に関する部分は、2026 年 1 月 24 日から施行する」とある。

¹⁰ ファン・ギョン・コ (Hwan Kyoung Ko)、スンヒ・チェ (Sunghee Chae)、ギョン・ミン・ソン (Kyung Min Son) イル・シン・リー (Il Shin Lee)、「AI の新しい時代：大韓民国が AI 規制による大胆な措置を導入」（2025 年 1 月）、英語版は <<https://www.leeko.com/news/techai/202501/202501.pdf>> で入手可能（2025 年 3 月 14 日時点）。

¹¹ AI 基本法第 2 章（「AI の健全な発展及び信頼基盤の構築のための制度的枠組み」）。

¹² AI 基本法第 3 章（「AI 技術開発及び産業振興」）。

¹³ AI 基本法第 4 章（「AI 倫理と信頼性保証」）。

¹⁴ AI 基本法第 6 章（「罰則」）。

¹⁵ AI 基本法第 6 条（「AI 基本計画の策定」）。

¹⁶ AI 基本法第 7 条（「国家 AI 委員会」）。

¹⁷ AI 基本法第 11 条（「AI 政策センター」）。

¹⁸ AI 基本法第 12 条（「AI 安全研究院」）。

¹⁹ AI 基本法第 26 条（「韓国 AI 振興協会の設立」）。

²⁰ AI 基本法第 13 条及び第 14 条。

²¹ AI 基本法第 25 条（「AI データセンター等の整備促進」）。

²² AI 基本法第 27 条（「AI 倫理原則等」）。

²³ AI 基本法第 32 条（「AI の安全確保義務」）。

²⁴ AI 基本法第 2 条第 4 項（「定義」）では、「影響度の高い AI」を以下のように定義している：

「影響度の高い AI」とは、人の生命、身体の安全、又は基本的権利に重大な影響を及ぼし、または及ぼすおそれのある AI システムをいう。具体的には、以下のいずれかの分野で利用される AI システムを指す：a. エネルギー法第 2 条第 1 項に規定するエネルギーの供給 b. 飲料水管理法第 3 条第 1 項に規定する飲料水の製造工程 c. 健康・医療サービス大綱法第 3 条第 1 項に規定する保健医療の提供及び利用体制 d. 医療機器法第 2 条第 1 項に規定する医療機器の開発及び利用、及びデジタル医療機器法第 2 条第 2 項に規定するデジタル医療機器の開発及び利用 e. 人体保護及び放射線障害対策に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する核物質及び原子力施設の安全な管理及び運営 f. 犯罪の捜査又は逮捕に利用される生体情報（顔、指紋、虹彩、掌静脈等）の分析及び利用 g. 採用審査、貸付審査等、個人の権利または義務に重大な影響を及ぼす意思決定または評価 h. 輸送の安全に関する法律第 2 条第 1 項 ないし第 3 項に規定する輸送手段、施設及びシステムの主要な運用及び管理 i. 公的サービスの資格確認、決定又は費用徴収など、国民に影響を及ぼす国、地方公共団体及び公的機関（公的機関の管理に関する法律第 4 条に定義）による意思決定 j. 教育基本法第 9 条第 1 項に定義される幼児教育、初等教育及び中等教育における生徒の評価 k. その他、大統領令で定める分野であつて、人の生命、身体の安全、基本的権利に重大な影響を及ぼすもの。」

²⁵ AI 基本法第 31 条（「AI の透明性確保義務」）。

²⁶ AI 基本法第 33 条（「影響度の高い AI の確認」）。

²⁷ AI 基本法第 34 条（「影響度の高い AI に関する事業者の責務」）。

²⁸ AI 基本法第 35 条（「AI 影響評価」）。

²⁹ AI 基本法第 2 条第 5 項（「定義」）では、「影響度の高い AI」を以下のように定義している：

「「生成型 AI」とは、入力データの構造や特性を模倣することにより、文字、聴覚、視覚その他の多様な出力を生成する AI システムをいう（データ産業振興及び利用促進に関する基本法第 2 条第 1 項に定義）。」

³⁰ AI 基本法第 31 条（「AI の透明性確保義務」）。

³¹ AI 基本法第 36 条（「国内代理人の指定」）。

³² AI 基本法第 36 条第 3 項（「国内代理人の指定」）。

³³ AI 基本法付則第 1 条（「発効日」）。

³⁴ AI 基本法第 40 条第 1 項（「事実調査」）。

³⁵ AI 基本法第 40 条第 3 項（「事実調査」）。

³⁶ コディット (Codit)、 「AI 基本法が 12 月 26 日の国会本会議で可決」 (2024 年 12 月 26 日)、英語版は <https://blog.thecodit.com/2024/12/27/insights-ai-basic-act-passed-by-national-assembly-plenary-session-on-dec-26/> で入手可能 (2025 年 3 月 14 日時点)。

³⁷ AI 基本法第 42 条と第 43 条。

³⁸ EU の AI 法のリサイクル 26。

³⁹ AI 基本法第 2 条第 4 項第 5 項（「定義」）。

⁴⁰ ユン・ジョンイン (Jong-In Yoon)、チェ・グエンヒ (Kwang-Hee Choi)、カン・シヌク (Sinook Kang) ほか、「国会、AI 基本法を可決」(2024年12月30日)、英語版は2025年3月14日現在、<<https://www.shinkim.com/eng/media/newsletter/2667>>で閲覧可能。

⁴¹ ソーハム・ジェタニ (Soham Jethani)、パンクリ・マルホトラ (Pankhuri Malhotra)、ヘナ・アイシャ (Hena Ayisha) 及びタンヴィ・ニムジュ「2024年に成立した法：韓国のAI基本法」(2025年1月20日)、英語版は、<<https://techlawpolicy.com/2025/01/the-closing-act-of-2024-south-koreas-ai-basic-act/>>で入手可能(2025年3月14日時点)。

⁴² アレックス・ロバーツ (Alex Roberts)、ユニス・リー (Eunice Lee)、ジェリー・ワン (Jerry Wang) 「韓国のウォン? 韓国のAI基本法：アジア初の包括的AI法」(2024年12月31日)、英語版は<<https://techinsights.linklaters.com/post/102js56/koreas-wonsouth-koreas-ai-basic-act-asias-first-comprehensive-ai-legislatio>>で入手可能(2025年3月14日時点)。

⁴³ 同書。

⁴⁴ マルガレート・テレジア (Margareth Theresia)、(注5)。

コンタクト



荒木 昭子
(Akiko Araki)

カリフォルニア州弁護士、弁護士、弁理士

akiko.araki@arakiplaw.com

CV: <https://arakiplaw.com/our-people/araki/>



ラウラ・コロンビーニ
(Laura Colombini)

パラリーガル

laura.colombini@arakiplaw.com

CV: <https://arakiplaw.com/our-people/colombini/>

[荒木法律事務所について]

荒木法律事務所 (Araki International IP&Law) は、2021年にグローバル・ファーム及び日本の国内ファーム等で10年以上の経験を有する弁護士によって創設された法律事務所です。特に、知的財産分野のクロス・ボーダーのライセンスや国際的な紛争解決の分野に力を入れています。その他、国際取引・紛争解決、データ・プライバシー、IT・情報通信、規制対応・コンプライアンス等、幅広い領域において企業をサポートいたします。

本ニュースレターは、当事務所のクライアントの皆様、当事務所所属弁護士と名刺交換させていただいた皆様、及び、当事務所が主催又は後援するイベントにご参加いただいた皆様宛てに、一般的な情報提供を目的としてご案内しております。本レターが法的アドバイスを構成するものではないことにご留意ください。配信を希望される場合、その他お問合せにつきましては、[メール](mailto:araki@arakiplaw.com)でご連絡ください。